

審査請求書

平成30年2月15日

岩国市長 福田良彦 様

審査請求人 岩国市今津町2-17-16

井原勝介

電話 090-7542-8361



下記1の処分について不服がありますので、次のとおり審査請求をします。

- 1 審査請求に係る処分の内容
岩国市長がした平成30年1月25日付け公文書非開示決定処分(平29拠整第423号)
- 2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
平成30年1月26日
- 3 審査請求の趣旨
「1記載の処分を取り消す」との裁決を求める。
- 4 審査請求の理由
別添の通り。
- 5 処分庁の教示の有無及びその内容
添付した処分通知書に記載された教示文の通り。
- 6 添付書類
 - ① 審査請求の理由 1通
 - ② 処分通知書の写し 1通

別添

審査請求の理由

1. 岩国市情報公開条例（以下「条例」という。）第2条の公文書の定義によると、「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成した文書」とであると定義されているが、現地実施協定書（以下「協定書」という。）は、岩国市長が岩国市を代表して外部機関と締結した文書であり、第2条の公文書には該当しない。

協定書は、愛宕山運動施設の管理と利用に関する条件を定め、市民の権利利益に直接影響を与えるものであり、本来公開されて然るべきものである。また、こうした外部機関との公的な協定書を秘密とすることができる法的根拠はどこにもない。

従って、条例以前の問題として、協定書は公開されるべきである。

2. 「当事者間の合意なしに公表してはならない」との協定書の規定を非開示の根拠としているが、情報は本来市民のものであり原則公開であるという情報公開の趣旨からすれば、非開示情報は、あくまで例外的、限定的に考えるべきである。

そうした観点からすれば、単に当事者の合意なしの公表を禁止しているからというだけでは非開示の根拠として不十分であり、公表を禁止する合理的かつ実質的な理由が必要であることは言うまでもない。そうした合理的な説明なくして協定書の規定のみを根拠として非開示とした今回の処分は、条例第7条に違反するものである。

3. 岩国市により、すでに協定書の概要が公表されている。その概要の内容に相当する協定書の記載事項については、事実上公開されていると同様である。少なくとも、その部分については、非開示とする根拠は失われており、公開されたとしても、岩国市と他の当事者との信頼関係が損なわれるとは考えられない。

従って、こうした部分については、条例第8条に基づき、部分開示を行うべきである。

4. 協定書の実事関係に関する部分（日付、署名者、前文など）については、当事者の利害関係に関わるものではなく、公開したとしても当事者間の信頼関係に影響を与えるものではない。

従って、こうした実事関係に関する部分については、条例第8条に基づき、部分開示を行うべきである。